平成２６年（フ）第７４５号
千葉県市原市藤井３丁目137番地４　サクセスフォー101
債務者　吉田　真理
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５２号
兵庫県宝塚市小浜５丁目18番９号
債務者　やとりこと香井明彦こと　趙　　明彦
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
長崎県長崎市高尾町20番12―102号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町野田郷471番地１　アンブレラトミナガＣ棟102
債務者　川村　靖仁
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
北海道苫小牧市大成町１丁目13番１―607号
債務者　管　　直子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１５６号
秋田市仁井田新田１丁目15番31号　セゾンフローラ201号
債務者　斉藤　　要
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５８号
秋田市添川字境内川原169番地14　パレーシャル101号
債務者　浅利ゆかり
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１号
秋田市保戸野すわ町３番27号　ジュネス203
債務者　柴田　英幸
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７号
秋田市広面字糠塚91番地３　第２コーポカマタ103
債務者　開田　清彦
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６９号
秋田県潟上市天王字追分58番地１
債務者　齊藤トシ子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７３号
秋田市楢山石塚町１番13号　富士荘Ｄ号
債務者　吉田　精子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９号
茨城県神栖市矢田部9670番地　ハイツダイリン13―36
債務者　宮腰　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４０号
茨城県神栖市土合本町３丁目9809番地175　宝コーポＤ号
債務者　加藤まつえ
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４５号
茨城県神栖市息栖3031番地136　サンガーデン花水木102
債務者　小嶋　誠司
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４６号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地120　県営住宅７棟202号
債務者　古川　京子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４７号
茨城県潮来市日の出３丁目２番地31
債務者　佐藤　義樹
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５７５号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番19棟306号
債務者　豊田　辰夫
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５８７号
千葉市中央区星久喜町691番地４
債務者　今川　昭浩
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係